

# 令和5年度指定管理鳥獣捕獲等事業（慶良間諸島における外来イノシシ対策） 仕 様 書

## 1 事業名

令和5年度指定管理鳥獣捕獲等事業（慶良間諸島における外来イノシシ対策）

## 2 事業目的

慶良間諸島（渡嘉敷村及び座間味村）は国立公園に指定されるほど、優れた景観及び豊かな生態系が存在している。しかし、平成15年頃に渡嘉敷島に持ち込まれたニホンイノシシ（以下「イノシシ」という。）が逸走し、野生化した。野生化したイノシシはその後10年あまりの間に年間100頭近くが捕獲される程個体数が増加し、渡嘉敷島から海を渡り座間味島でも定着するなど、周辺離島にも分布を拡大させている。イノシシにより、農作物被害が生じているだけでなく、サワガニ等の希少種やウミガメの卵が捕食されているほか、希少な両生類の繁殖地である水場環境がヌタ場とされる等、生態系にも大きな影響が生じている。

本事業は、慶良間諸島の生態系の保全を図るため、当該地域のイノシシ根絶を目的として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「鳥獣保護管理法」という。）第14条の2に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業により、イノシシ対策を実施するものである。

## 3 事業期間

契約の日から令和6年3月15日までとする。

（但し、環境省における指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を受けて実施するため、交付決定がされない場合には、事業を実施しないことがある。）

## 4 事業実施地域

沖縄県慶良間諸島（渡嘉敷村及び座間味村）の全域

## 5 業務内容

本事業における業務は令和5年度指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画及び本仕様書に基づき、実施するものとする。なお、効果的に実施するため、捕獲時期や地元従事者の活用を十分に検討して取り組むこと。

### （1）指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定等事業の実施

以下の項目について実施すること。

#### ア モニタリング

次期実施計画の策定に必要となるイノシシの分布状況、イノシシによる生態系への被害状況（希少在来種の生息状況）等の調査を実施すること。

#### イ 捕獲個体のデータ収集・分析

（2）の実施により捕獲された個体の捕獲数（雌雄別、幼生獣別等）、捕獲場所、捕獲努力量等の捕獲情報の収集、整理、分析等を実施すること。

#### ウ 検証及び評価

（2）の事業に係る実施計画の目標の達成状況、第二種特定鳥獣管理計画の目標に対する寄与の程度、（2）の事業の効果及び妥当性の検証、今年度事業の評価を実施すること。

エ 次期実施計画（案）の策定

（５）の検討委員会における有識者等の意見を踏まえ、次期実施計画（案）を作成すること。

（２）指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

イノシシの捕獲（関連作業含む）について実施すること。

ア 捕獲目標頭数

100 頭

イ 捕獲の実施区域

慶良間諸島（渡嘉敷村及び座間味村）の全域とする。ただし、過年度から捕獲を実施している渡嘉敷島と座間味島を中心に捕獲を実施すること。また、具体的な捕獲場所については、前年度の実績やモニタリング（イノシシの生息状況、希少種の生息状況）の結果等を踏まえ、検討すること。

ウ 捕獲の実施方法

わな（くくりわな、箱わな、囲いわな等）及び銃器による捕獲とするが、いずれも安全管理を徹底した上で実施すること。

エ 捕獲努力量

捕獲関連作業（わなの設置、撤去、給餌、見回り、狙撃、個体の処分等）として、180 人日以上十分な日数を確保すること。

オ 個体の管理

指定管理鳥獣捕獲等事業実施マニュアルに定める手法に基づき、個体番号を付し、捕獲状況が確認出来るよう、写真で記録を残すこと。

カ 個体の処分

捕獲した個体はすべて埋設により処分すること。

キ CSF・ASF の浸潤状況の把握及び感染拡大防止

CSF・ASF の浸潤状況を把握するため、本事業で捕獲されたイノシシの一部から検体を採取し、環境省指定の調査機関へ提供するとともに、感染拡大防止のため、適切な防疫措置を行うこと。

ク 錯誤捕獲の防止

天然記念物であるケラマジカが生息している地域においては、使用するわなによっては、錯誤捕獲の可能性があるため、予め関係機関と協議を行い、必要な手続を行った上で捕獲を実施すること。ケラマジカが錯誤捕獲された場合は、速やかに放獣するが、怪我等不測の事態が生じた場合には、関係機関と協議し、治療等適切に対処すること。

ケ 業務遂行にあたっては「令和5年度指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」のほか、鳥獣保護管理法、自然公園法、文化財保護法、沖縄県希少野生動植物保護条例等関連法令に基づき、事前に関係機関へ必要な手続を行うほか、調査や捕獲に係る私有地、国・県・村有地等への立入等に必要な許可を得るものとする。また、捕獲作業開始前には地域住民への説明を十分に行うとともに、捕獲実施中は環境省の定める安全基準を遵守し、地域及び捕獲従事者の安全に十分配慮すること。

（３）効果的捕獲促進事業の実施

慶良間諸島の課題に対応した効果的な捕獲手法について検討、検証を行うこと。

ア 効果的な捕獲手法の検討、検証

（ア）簡易囲いわな（Pig Brig Trap System）を用いた捕獲手法

令和3年度から令和4年度にかけて簡易囲いわな（Pig Brig Trap System）を用いた捕獲について検証を行ったところ、他のわなと比較して効果的な捕獲手法であることが示された。

一方、阿嘉島・慶留間島での捕獲に当たっては、天然記念物であるケラマジカとの混獲のおそれがあること、座間味島では座間味島ではホルストガエルやイボイモリ等の繁殖地である水場がイノシシのヌタ場となっているが、従来のわなの設置が困難であること等の課題があることから、これらの場所における簡易囲いわなによる捕獲について検証を行う。

(イ) 探索犬に係る情報収集・検証

探索犬等国内外における応用可能な先行事例について情報収集を行うこと。また、必要に応じ検証を行うこと。

イ 捕獲個体のデータ収集・分析

捕獲された個体の情報は雌雄の別、年齢階層及び食性などの分析を行い、今後必要な捕獲努力量等について検討を行うとともに、(2)の捕獲事業と連動したモニタリングとデータの蓄積、哺乳類学会等の研究成果も活用し、後年度の指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等に反映させるものとする。

ウ その他

効果的捕獲促進事業において有効と考えられる手法のうち、地元両村が実施する有害鳥獣捕獲等への応用、普及が可能なものについては、ノウハウ等の公開を前提として、とりまとめを行うこと。

(4) 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成

慶良間諸島においては有害鳥獣対策のため狩猟免許を取得した従事者は居るものの、捕獲の担い手としては少数であり、捕獲等にかかる経験も少ない。そのため、根絶に向けて捕獲を強化するにあたり、認定鳥獣捕獲等事業者や認定鳥獣捕獲等事業者を目指す捕獲従事者等を育成する必要がある。

ア 講習会等の開催

認定鳥獣捕獲等事業者や認定鳥獣捕獲等事業者を目指す捕獲従事者等を育成するため、国内外の実践経験が豊富な事業者等を招聘し、両村在住の希望者等に対し、捕獲技術の向上はもとより、「狩猟」とは異なる「管理捕獲」の概念等について講習する等、後年度以降の捕獲事業の従事者として参加させることを前提とした講習会等を実施すること。

(5) 検討委員会の設置・運営

ア 検討委員会の設置

本事業を効率的・効果的に進めるため、有識者及び関係者により構成する指定管理鳥獣捕獲等事業検討委員会を開催し、継続的なイノシシ対策について検討を行うものとする。

(ア) 捕獲等事業におけるイノシシの捕獲手法等の検討及び、実施結果等についての評価を行う。

(イ) 事業で検証した捕獲手法等について、効果の検証及び実施結果等についての評価を行う。

(ウ) 今年度の「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」の評価を行う。

(エ) 次年度の「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(案)」について検討を行う。

(オ) 後年度の外来イノシシ根絶に向けた捕獲の全体像を示し、その適否について、検討を行う。

#### イ 検討委員会の運営

- (ア) 受託者は事業のとりまとめとして、検討委員会を2回程度開催する。開催時期は捕獲事業の検討及び結果の検討を行うため、捕獲開始前と捕獲実施後のタイミングで実施することが望ましい。
- (イ) 受託者は運営事務局として、委員の委嘱、検討委員会で報告する資料の作成、県及び委員との事前調整、委員との日程調整、会議室の確保、検討委員会の運営及び取りまとめ、議事録作成等一切の業務を行う。
- (ウ) 検討委員は5人程度とし、大型哺乳類の捕獲についての知見や、有害鳥獣駆除（イノシシ対策）についての知見、外来種対策及び、慶良間諸島の生態系等の知見を持つ有識者を加えること。

### 6 業務内容等に関する打ち合わせ等について

- (1) 受託者は業務開始にあたって、年間の業務計画書、捕獲計画及び安全管理計画をそれぞれ作成し、提出すること。なお、捕獲計画の作成にあたっては、下記に留意すること。
  - ア 捕獲計画の作成にあたっては、獲実施地域及び時期及び期間、設置わな位置や数を示す地図、わなの仕様を図などで示すこと。
  - イ 銃器を使用する捕獲については、銃器の使用者及び使用する弾丸の種類、使用する場所や射線の方角を地図に示すこと。
- (2) 業務内容や進捗状況等に関する報告及び打ち合わせを原則1ヶ月に1回程度実施すること。また、必要に応じて自然保護課と随時調整を行うこと。
- (3) 天候不順や台風接近等により、屋外での作業が極めて危険（警報発令等）または、危険が見込まれるときは、作業を中止し、安全の確保に務めること。

### 7 再委託について

- (1) 受託者は、本契約の全部の履行を一括して第三者に委任し、又は請負せてはならない。また、業務の主たる部分（主たる部分とは、委託業務の契約金額の1/2を超える業務、委託業務に係る企画判断、管理運営、指導監督、確認検査など委託成果に密接に関わる統括的かつ根幹的な業務及び委託先を指名または選定した理由と不可分の関係にある業務をいう。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることが出来ない。
- (2) 受託者は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負せてはならない。
- (3) 受託者は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負せようとするときは、10日前までに再委託承認申請書（様式1）を県に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせる時はこの限りでは無い。
  - ア 資料の収集・整理
  - イ 複写・印刷・製本
  - ウ 原稿・データの入力及び集計
- (4) 本事業において再委託を行う場合、再委託先に対しては鳥獣保護管理法及び自然公園法等の特例措置が適応されないことから、鳥獣保護管理法施行規則第13条の

6に定める「認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者」に該当しない者に対しては、原則再委託をしてはならないものとする。

## 8 成果品

成果品として、以下のものを納品すること。

- (1) A4版報告書
  - ア 指定管理鳥獣捕獲等事業業務報告書3部
  - イ 指定管理鳥獣捕獲等事業業務報告書(概要版)10部  
(※報告書は長期の使用に耐えるよう作成することともに、概要版は公開されることを前提として作成すること)
- (2) 電子媒体  
報告書の電子データ(PDF、テキストファイル、ワード、エクセル、画像ファイル等)を収納した電子ファイル2部

## 9 著作権関連

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠及び所有権(以下、「著作権等」という。)は、沖縄県が保有するものとする。
- (2) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等(以下、「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作権等に帰属するものとする。
- (3) 納入される成果物に既存著作権等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 10 その他特記事項

- (1) 本契約の履行にあたり、業務に関する県所有の資料等については、その必要に応じて受託者に貸与又は閲覧可能とする。
- (2) 契約書、本仕様書及び指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。また、受託者は鳥獣保護管理法及び施行規則に定める指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に必要な要件をすべて満たすこと。
- (3) 捕獲わなの設置にあたっては、誤作動による危険を防止するための措置を講じること。
- (4) 捕獲作業で銃器を使用する場合は、銃器及び銃弾の管理を徹底し、使用に際しては管理簿等により、使用者及び使用日時、場所、使用弾数の記録を残すこと。発砲の際は矢先、周辺及びバックストップを確認し、人及び財産へ被害を及ぼすことの無いよう、細心の注意を払うこと。また、野生鳥獣の鉛中毒被害を防止するため、銃による捕獲を実施する際は非鉛製の弾丸を使用すること。
- (5) 捕獲作業時に生じた廃棄物等は作業拠点へ持ち帰り、適切に処分すること。
- (6) 捕獲作業及び、調査時に林野及び無人島等で作業を行う際は、必ず2名以上で行動し、単独での作業は行わないこと。連絡体制の構築及び、通信機器は必ず携帯するとともに、緊急時には速やかに自然保護課へ連絡し、指示を仰ぐこと。
- (7) 環境省本省において実施されるCSF・ASF浸潤状況調査については、担当職員から指示が有る場合に、捕獲個体から検体を採材し、環境省指定の検査機関へ送付すること。(検体送付用資材については環境省より支給がある予定)
- (8) CSF・ASF感染の影響を防ぐため、捕獲等に従事した従事者は、関係者に畜産事業者がいる場合、一定の期間できるだけ接触することの無いよう努めること。

- (9) 事業実施にあたり、地元自治体及び住民等との関係を良好に保つため、渡嘉敷村、座間味村の鳥獣対策担当者と十分に調整するとともに、調整記録を作成し、自然保護課へ報告すること。事業進捗上の課題が生じたときは、速やかに自然保護課担当職員と協議すること。
- (10) その他業務実施にあたり、疑義が生じた場合は、県及び受託者で協議の上決定する。

## 11 留意事項

### (1) 委託業務の経理

- ア 委託業務が完了したときは、実績報告書を提出すること。
- イ 実績報告書により委託契約額を確定した結果、概算払いにより受託者に支払った委託費に残額が生じたときは、その額を返還すること。
- ウ 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、委託費の使途を明らかにしておくこと。
- エ 雇い入れた労働者の出勤簿、賃金台帳、労働者名簿等の書類を整備、保管すること。
- オ 委託費の支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。
- カ 委託料の支払いについては、業務の資金繰りに配慮し、半期又は四半期毎の期初に業務委託料の10分の3に相当する額を上限として、概算払いを行うことができる。
- キ 委託先が委託業務を実施する場合に必要となり、取得する（備品等）の取得は認めないものとする。
- ク 指定管理鳥獣捕獲等事業実施要綱に定める事業毎に経費管理を行うものとし、事業間での流用は行わないこと。

### (2) 一般管理費

- ア 経費区分のうち、一般管理費は下記の通りとする。  
(直接人件費＋直接経費－再委託費)×10%以内
- イ 上記①における再委託費等は、当該事業に直接必要な経費のうち、請負者（共同事業体構成員を含む）が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者へ委任又は準委任して行わせるために必要な経費を対象としており、再委託費のうち、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費は一般管理費の算定にあたって控除しないものとする。

### (3) 業務の精算等

- ア 沖縄県は、委託事業の適正を期するため、必要があるときは、委託者に対し報告を求め、又は沖縄県職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- イ 委託業務完了にあたり、帳簿類の確認ができない場合については、委託料を減額される場合がある。
- ウ 業務を実施するにあたっては、県と協議をして進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。また、事業について疑義が生じた場合、又は定めのない事項については協議の上、定めるものとする。
- エ 当該委託業務は、環境省の所管する指定管理鳥獣等捕獲事業交付金に基づくものであり、同交付金交付要綱及び、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する

法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）、その他の関連する諸法令を遵守すること。

オ 委託事業終了後、国の会計検査院の現地検査が行われる場合があることから、事業費の適正な管理及び執行を行うこと。

カ 本事業においては、「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等策定事業」、「指定管理鳥獣捕獲等事業」、「効果的捕獲促進事業」及び「認定鳥獣捕獲等事業者等の育成」の経費目的が異なることから、それぞれの事業毎の経費管理を行うこと。

キ 捕獲目標頭数や捕獲努力量が目標に達しなかった場合については、委託料を減額される場合がある。

#### (4) 銃猟用火薬類の取扱

ア 受託者は、捕獲従事者への適切な実包管理（譲受数量、使用数量、残数量等）の指導を徹底し、捕獲従事者の実包の管理状況について、都道府県公安委員会が発行する譲受許可証又は猟友会が発行する無許可譲受票に記載された実包の数量と実際に使用した実包の数量とを確認するなど、常に実包の使用状況を把握しておくこと。

イ 受託者は、業務計画書において実包の購入・使用見込みについて、また、業務報告書において実包の使用状況（譲受数量、使用数量、残数量等）について記載し、報告すること。

ウ 受託者は、銃猟用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令（昭和 41 年総理府令第 46 号）に定める数量を超える実包等の譲受けが必要になる捕獲従事者がいる場合は、当該捕獲従事者に対し火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）に基づく許可を受けることを徹底させること。

エ 受託者は、捕獲に関する業務が完了又は契約が終了した場合には、捕獲従事者に速やかに無許可譲受票を返納する措置を講じること。